「大阪府の公共調達改革」について

１２月１８日の全国知事会で「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」とともに、「官製談合等公共調達に係る不正の根絶宣言」が採択された。

本府としても、この指針に基づき、官製談合根絶・不祥事防止を目指し、入札契約業務におけるさらなる客観性・競争性・公平性の向上を図るため、次の通り入札制度の改革を行うこととする。

１　一般競争入札と電子入札の完全実施

平成１９年度は１千万円以上の工事について、平成２０年度からは全ての工事について、原則として電子入札による一般競争入札とする。

現行：２４億１千万円以上は電子入札による一般競争入札、
１億８千万円以上は電子入札による公募型指名競争入札

２　総合評価落札方式の拡大

総合評価落札方式の対象工事を拡大する。

現行：３件を試行実施

３　その他の調達について

物品調達等のその他の調達についても、工事に準じて一般競争入札の拡大を図る。

現行：３，２００万円以上は電子入札による一般競争入札

＜指針に基づき併せて行う改革＞

職員の再就職制限

管理職（課長級以上）の職員については、今年度末退職者から、退職前５年間に担当していた職務と関連した民間企業への再就職を制限するとともに、再就職状況を公表していく。